

UR事件だ

契約ではそもそもが第三者への転売は禁じられていたはずだがM & Aという脱法的といえる行為は実質的に第三者への売却と同じことだ

あと10ヶ月で2000㎡以上の建物を施工しなければ買戻しのはずだが、未だに現地は更地のままそれを仮設の建物だとか建築確認の申請図面で良いわけがない

謄本にも買戻しの特約がついているはず

こんな脱法行為を許すな